

現場代理人の常駐義務緩和について

本市では、現場代理人は工事現場における常駐を原則としていますが、平成23年4月1日より熊本市公共工事請負契約約款第10条第3項において、一定の要件を満たす場合に現場代理人の常駐義務を緩和しております。現場代理人の常駐義務を緩和できる要件については、以下のとおりの取扱いとします。

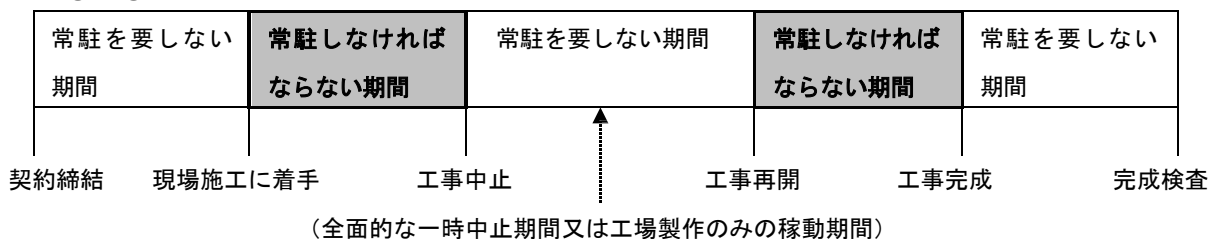
最終改正 令和7年（2025年）5月1日

1 現場代理人の常駐義務緩和の要件

以下の①から⑤のいずれかに該当する場合は、現場代理人は現場に常駐を要しないこととします。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事が完成し、完成検査が行われるまでの期間
- ⑤ 熊本市発注工事（上下水道局、交通局及び病院局発注工事を含む。以下同じ。）のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない（技術者の専任を要しない）工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員（監督員と連絡が取れない場合は監督員の所属する課の係長等。以下「監督員等」という。）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制である場合

例）①～④の場合



2 現場代理人の複数の工事における兼任の要件

（1）兼任の要件

以下の適用要件①又は②のいずれかに該当する場合であって、工事現場の施工管理上、支障がないと本市が判断した場合は、複数の工事について現場代理人を兼任することができます。

《適用要件①（以下の項目の全てに該当する場合）》

ア 全ての工事が建設業法第26条第3項に該当しない（技術者の専任を要しない）工事であること。

イ 兼任する工事（予定価格が４００万円以下の市発注工事及び熊本市上下水道局緊急の工事指名競争入札実施要領（平成１９年４月２７日制定）の規定による指名競争入札で実施した緊急の工事を含む。）が３件以内であること。

ウ 全ての工事の発注機関が本市又は熊本県であり、かつ、原則として工事現場が熊本市内であること。

エ 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員等との連絡体制が確保されると認められること。

オ 特記仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨が示された工事でないこと。

《適用要件②（以下の項目のいずれかに該当する場合）》

ア 同一又は別の発注者が発注する、密接な関連のある複数の工事（例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事）を同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することを認められた場合。（ただし、専任の監理技術者については適用されません。）

イ 同一又は別の発注者が発注する、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、これら複数の工事を１件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合

ウ 工事現場の常駐を要しない期間にある工事の兼任である場合

(2) 兼任する場合の手続きについて

- ① 現場代理人を兼任する場合、工事契約課へ契約書類等を提出する際に『現場代理人兼任届』を併せて提出してください。工事契約課での確認後、『現場代理人兼任届』を兼任するすべての工事の監督員に提出してください。（写し可）
- ② 兼任することにより現場代理人を変更する場合は、「現場代理人等変更通知書」を併せて工事契約課に提出してください。
- ③ 熊本市及び熊本県発注の工事等、発注者が異なる複数の工事で現場代理人を兼任しようとする場合は、必ず、事前に両方の発注者の確認を受けてください。

3 現場代理人が工事現場に常駐しない場合の注意事項

- (1) 現場代理人は、現場から離れる前に、必ず監督員等に申し出て了承を得ること。
- (2) 現場代理人は、現場代理人の連絡先及び現場代理人の滞在場所並びに現場を不在とする時間帯を監督員等に伝えること。
- (3) 現場代理人は、現場に不在の場合でも常に監督員等と連絡が取れる体制を確保しておくこと。
- (4) 監督員等に無断で現場から離れた事実が確認された場合は、受注者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行い、当該現場代理人につき常駐緩和の適用を取り消します。